

宮崎市観光戦略課  
令和6年4月19日

第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務委託 に対する質問と回答について

	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領7(2)	商業登記事項証明書について	社長の変更にて新社長名での商業登記事項証明書の発行が停止されている場合、前社長名の商業登記事項証明書を提出し、新社長名での商業登記事項証明書発行ができる日時がわかるものを添付してください。 なお、新社長名での商業登記事項証明書が出来次第、追加で提出をお願いします。
	実施要領13(1)	再委託承認時期について	受託候補者として選定された後に、発注者と協議の上、書面にて発注者の承認を得ることとなります。